酒田市健康福祉部子育て支援課長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について (山形県における一部休業要請に伴う対応)

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。 さて、本市では、令和2年4月10日付けで、家庭で保育が可能な場合は、家庭内保育を行い、登園の自粛をお願いしておりました。その後、4月16日に総理大臣が5月6日まで緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大することを発表し、5月4日に期間を5月31日まで延長するとしました。

これを受けて、山形県では、一部の業種については5月14日まで休業要請を継続することが発表(状況を見ながら延長を検討。)されたことから、本市においては、家庭で保育が可能な方は、登園の自粛を5月31日まで延長します。また、お休みいただいた日については、保育料を日割りで減額いたします。

つきましては、保育所等の利用については、下記のとおり対応をお願いいたします。

なお、山形県が休業要請の延長をしない場合は、保育所等への登園の自粛を解除する場合 があることをご了承ください。

記

- 1 登園前に必ず児童の体温を計測してください。
- 2 発熱や咳等、風邪の症状がみられるときは、園内での感染防止のため登園を控えてく ださい。
- 3 職場の休業やシフトによる休暇など家庭で保育が可能な場合は、家庭内保育を行い、 登園の自粛にご協力願います。
- 4 登園時は、マスク着用が可能な児童はマスクを着用させてください。なお、保護者の 方も送迎の際は、できる限りマスクの着用をお願いします。
- 5 保育所等において、新型コロナウイルス感染症が確認された場合は、休園となりま すので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先

酒田市健康福祉部子育て支援課

TEL0234-26-5735

FAX0234-23-2258

e-mail: kosodate@city.sakata.lg.jp